

1. 本総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
3. 資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
4. ご来場の株主様は、マスクを着用してお越しいただき、会場にて検温とアルコール消毒にご協力をお願い申し上げます。発熱や体調不良と見受けられる株主様には運営スタッフがお声がけの上、入場をお控えいただく、もしくはご退会をお願いする場合がございます。
5. 当日は、役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスクを着用し対応させていただきます。
6. オンライン配信にあたっては、株主様の肖像権及びプライバシー等に配慮したうえで、可能な範囲において株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ず、映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承のほど、よろしくようお願い申し上げます。
7. 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://valuenex.com/>) に掲載させていただきます。
8. 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://valuenex.com/>) より、発信する情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
9. 次の事項につきましては、法令及び定款第 15 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://valuenex.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際し、監査をした対象の一部であります。
 - 事業報告
 - ・新株予約権等の状況
 - ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
 - ・会社の支配に関する基本方針
 - 連結計算書類
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
 - 計算書類
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表

<株主総会オンライン配信のご案内>

本総会のオンライン配信は、Zoomウェビナーを通してご覧いただけます。オンライン視聴をご希望される株主様におかれましては、事前にフォーム (<https://valuenex.com/jp/ir/shareholders-meeting/form>)にてお申込を受付させていただきます。フォームに株主名、株主番号、メールアドレスを明記のうえ、2022年10月26日(水曜日)午後5時30分までにご連絡いただきますようお願い申し上げます。受付手続完了後に、ご視聴用のURLとパスワードを別途ご案内申し上げます。

1. ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。不具合が発生された際は「Zoomヘルプセンター」より動作環境のご確認をお願い申し上げます。
Zoomヘルプセンター (https://support.zoom.us/hc/ja)
2. 本総会でのオンライン配信においては会社法上、株主総会への出席とは認められず、ご視聴のみ可能となります。そのため、オンライン視聴を通して、議決権行使、ご質問や動議を行うことができませんので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
3. なお、事前にフォームにてご意見ご質問を受付させていただきます。フォーム内に株主名、株主番号、メールアドレスを明記のうえ、2022年10月26日（水曜日）午後5時30分までにご連絡いただきますようお願い申し上げます。
4. 事前にご連絡いただきましたご意見ご質問は本総会内においてご回答させていただく予定ですが、開催時間を短縮する観点からやむを得ず、すべてのご質問にご回答できない場合や、ご回答を取りやめさせていただく場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
5. 今後の状況により、オンライン配信ができなくなる可能性がございます。配信の状況等につきましては、当社ウェブサイトよりお知らせする情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
6. 映像や音声データを第三者へ提供することや公開での上映、転載・複製やログイン方法を第三者に伝えること等は禁じます。
7. 生配信のみとなります。後日のオンデマンド配信は行いませんので、あらかじめご了承ください。
8. インターネット環境や機材トラブル、その他の事情により、映像や音声に不都合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
配信をご覧いただくにあたりましては、ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不都合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。ご登録いただきました株主様の個人情報につきましては、株主総会のオンライン視聴及び事前質問受付用にのみ利用させていただきます。

◆ オンライン視聴お申込及び事前のご意見ご質問受付方法 ◆

方 法	フォームにて株主名・株主番号・メールアドレス・ご意見ご質問の登録をお願いします。
-----	--

フ ォ ー ム	https://valuenex.com/jp/ir/shareholders-meeting/form
---------	---

締 め 切 り	2022年10月26日（水曜日） 午後5時30分
---------	--------------------------

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年10月26日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードで

のログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

ウェブサイトの保守・点検のための取扱休止時間：午前2時～午前5時

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件（株主総会資料の電子提供制度の導入）

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（ 削 除 ）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
(新 設)	<p>(附則)</p>
(新 設)	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>2 <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第2号議案 定款一部変更の件（場所の定めのない株主総会を可能とする変更）

1. 提案の理由

当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図ることで、株主様の利益を確保するため、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することができるよう、定款変更を行うものであります。

なお、本議案に基づく定款変更の効力は、2021年6月16日付で施行された、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）に基づき、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p><u>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>(株主総会の招集に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 <u>定款第12条第2項の新設は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本附則第2条は、効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

1. 減資の目的

資本政策の柔軟性・機動性の確保、税負担の軽減を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。なお、本件による発行済株式総数および純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

2. 減資の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額531,458,430円のうち451,458,430円を減少して、80,000,000円といたします。

(2) 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 剰余金の減少の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金451,458,430円のうち268,642,565円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補に充当するものであります。

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

4. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年12月16日を予定しております。

5. 今後の見通し

本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じるものではありません。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは「世界に氾濫する情報から”知”を創造していく」ことをミッションとし、他に類のない自然言語処理・類似性評価・2次元可視化・指標化等の技術により、さまざまな文書情報を用いた各種の解析サービスを提供しております。

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が徐々に緩和され、国内外で景気の持ち直しの傾向が見られるものの、変異株による感染の再拡大やロシア・ウクライナ情勢による、サプライチェーンの停滞、原油価格の高騰や円安進行など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社グループは、引き続き国内及び海外におけるコンサルティングサービス及びASPサービスのさらなる販売拡大に取り組みました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響は残っているものの、新規案件の受注は国内のコンサルティングサービスを中心に前期に比べ改善してまいりました。また、構造改革の結果、大幅な経費削減に成功する一方、同時に開発等で必要な人材の採用を行いまして、採用は4名となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は653,401千円（前期比38.0%増）、営業利益は40,921千円（前期は営業損失181,685千円）、経常利益は52,502千円（前期は経常損失166,645千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は33,306千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失175,347千円）となりました。

なお、当社グループはアルゴリズム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

- 主なサービス別の状況は以下のとおりであります。
- (a)コンサルティングサービス
当連結会計年度におけるコンサルティングサービスの売上高は、344,415千円（前期比63.6%増）でありました。
- (b)ASPサービス
当連結会計年度におけるASPサービスの売上高は、298,746千円（前期比15.6%増）でありました。
- ② 設備投資の状況
当連結会計年度における設備投資の総額は1,173千円であり、内容といたしましては事業用サーバーの購入であります。
- ③ 資金調達の状況
記載すべき重要な事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第13期 (2019年7月期)	第14期 (2020年7月期)	第15期 (2021年7月期)	第16期 (当連結会計年度) (2022年7月期)
売上高 (千円)	557,885	587,392	473,544	653,401
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△92,044	△95,222	△166,645	52,502
親会社株主に帰属 する当期純利益 又は親会社株主に帰属 する当期純損失 (△) (千円)	△108,068	△90,703	△175,347	33,306
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	△40.71	△32.18	△62.10	11.76
総資産 (千円)	1,077,283	1,000,636	840,031	967,857
純資産 (千円)	939,400	856,232	686,852	736,379
1株当たり純資産 (円)	334.06	302.33	241.83	258.71

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産は小数点第3位をそれぞれ四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式数を算出するにあたり、自己株式数を控除しております。
3. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した後の期末発行済株式総数に基づき算出しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
VALUENEX, Inc.	1,000,000 USD	100.0%	コンサルティング事業

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻くいわゆるビッグデータ関連市場はまだまだこれから成長が期待される事業領域であると考えており、当社グループのアルゴリズム技術は人工知能（AI）が脚光を浴びている昨今、その取り巻く潜在市場も大きいと予想されます。

2022年7月期におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は残っているものの、新規案件の受注は国内コンサルティングサービスを中心に前期に比べて改善してまいりました。また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により世界中で同時にデジタルトランスフォーメーションへのシフトが急速に進行しており、市場規模は拡大が続いております。当社のビッグデータ解析技術は、デジタルトランスフォーメーションの進歩によって、今後大きな需要が見込める分野であると考えております。

①新規事業分野の開拓

当社グループの事業領域は、大量の文書解析のニーズがある分野すべてにわたっておりますが、現状、特に知的財産権の分野が主要な事業領域となっております。当社グループは、これをマーケティング分野、投資分野、医療分野、法曹分野などに展開していくことが可能であり、新規事業分野への開拓が重要と考えております。

②VALUENEXブランドの強化

予測分析のリーディングカンパニーとしての地位を築くことを目標としているなかで、VALUENEXという社名をサービス名にも昇華させ、さらにはブランド化していきたいと考えております。そのためには認知度向上が不可欠であり、インターネットなどを有効に利活用しながら、定着を図る方針であります。

③優秀な人材の確保と育成

当社グループは、今後、さらなる事業成長を目指していく上で、最も重要な経営資源は人材であると考えており、そのためには優秀な人材の確保と育成が不可欠であると認識しております。当社グループにおきましては、社内コミュニケーションの活性化や人事評価制度の整備等によって人材の定着と能力の底上げを行うとともに、当社グループの企業理念・風土に合致した人材の確保を進めてまいります。

④海外展開の強化

当社グループが、中長期的な視野からさらなる成長を図るには海外市場、特に当社の子会社がある米国での事業展開の強化が重要であると考えております。そのために今後は営業体制の強化、開発体制の強化を推進していく方針であります。

⑤内部管理体制の強化

当社グループが、成長を遂げるに際して、無視しえないのが内部管理体制の問題です。従来より当社グループは監査役会の設置、独立取締役の選任、内部監査の強化などを通じて、コンプライアンス強化に努めておりますが、組織が大きくなるとともに、事業が拡大するにつれて、コンプライアンス遵守が甘くならないようにする必要があります。そのため、全従業員へのコンプライアンス・マニュアルの遵守の徹底などを図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年7月31日現在)

事業区分	事業内容
アルゴリズム事業	当社のアルゴリズムを基盤にしたビッグデータ（注）1.）の解析ツールの提供とそれを用いたコンサルティングサービス

(注) 1. ビッグデータ：従来、膨大な量であるため、処理が困難と思われていた大量のデータ。

2. 当社グループはアルゴリズム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年7月31日現在)

① 当社

本	社	東京都文京区
---	---	--------

② 子会社

VALUENEX, Inc.	米国カリフォルニア州 メンロパーク市
----------------	--------------------

(7) **使用人の状況** (2022年7月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況 26 (14) 名 (前期末比－ (1名増))

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
24 (10) 名	－ (－)	38.7歳	3.3年

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2022年7月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年7月31日現在)

- | | |
|--|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 3,600,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,889,300株 |
| (注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は7,200株増加しております。 | |
| ③ 株主数 | 1,143名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
早 稲 田 1 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	1,106,100株	39.01%
中 村 達 生	660,800	23.31
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	149,900	5.29
ウエルインベストメント株式会社	125,100	4.41
MSIP CLIENT SECURITIES	65,200	2.30
平 澤 創	50,000	1.76
工 藤 郁 哉	38,400	1.35
株 式 会 社 S B I 証 券	31,300	1.10
長 谷 川 智 彦	30,000	1.06
長 瀬 泰	27,000	0.95

- (注) 1. 当社は、自己株式を54,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年7月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 村 達 生	CEO VALUENEX, Inc. Board of Director(CEO)
専務取締役	鮫 島 正 明	CFO VALUENEX, Inc. Board of Director(CFO)
常務取締役	本 多 克 也	先進情報学研究所長
取 締 役	片 桐 広 貴	CTO
取 締 役	瀧 口 匡	ウエルインベストメント株式会社代表取締役社長 ウエル・アセット・マネジメント株式会社取締役 株式会社フェイス社外取締役 早稲田大学アントレプレヌール研究会理事 早稲田大学客員教授 日本ベンチャー学会理事 株式会社オプトラン社外取締役
取 締 役	鈴 木 理 晶	ターナー法律事務所所長 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター理事 早稲田大学アントレプレナーシップセンター法務コンサル タント 一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会プライバ シーマーク審査会委員 一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会監事
常 勤 監 査 役	松 田 均	ニッコー株式会社非常勤監査役 タッチエンス株式会社非常勤監査役 株式会社バックス・パイオイノベーション非常勤監査役 株式会社PhotoQ3非常勤監査役
監 査 役	花 堂 靖 仁	國學院大學名誉教授 株式会社ファルコン・コンサルティング上席顧問 早稲田大学知的資本研究会上級顧問
監 査 役	宮 内 宏	宮内・水町IT法律事務所所長 株式会社トウスイ監査役

(注) 1. 取締役鈴木理晶氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。

2. 常勤監査役松田均氏、監査役花堂靖仁氏及び監査役宮内宏氏は、社外監査役であり、東京証券取引所

の定める独立役員であります。

3. 常勤監査役松田均氏、監査役花堂靖仁氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役松田均氏は、他の上場企業の監査役を務めております。
 - ・監査役花堂靖仁氏は、大学等における会計を含む企業開示分野の専門家としての経験があり、また経済産業省産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会委員を歴任しております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
Michael Samuel Kovach	2021年10月28日	任期満了	取締役CINO 海外事業企画部長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員（*1）、社外派遣役員（*2）、退任役員および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金および争訟費用が填補されることとなります。ただし、違法に利益または便宜を得た行為または犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為は上記保険契約により補填されません。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

（*1）管理職従業員：取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された者を言います。

(*2) 社外派遣役員：当社、当社子会社での役職を問わず、当社、当社子会社以外の国内法人の役員となった場合、その法人の職務に起因する役員賠償が補償されます。ただし、海外法人への派遣は補償対象となりません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	7名 (1)	69,304千円 (2,400千円)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	3 (3)	15,720 (15,720)
合 計 (うち 社 外 役 員)	10 (4)	85,024 (18,120)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年4月10日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2018年4月10日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

- ロ) 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

ハ) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、取締役会において決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の基本報酬は固定報酬のみとし、株主総会で決議された範囲内で、取締役会決議によって決定いたします。

2. 個人別の報酬等の額または算定方法

基本報酬については月額固定報酬とし、2018年4月10日の臨時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない）と決議され、当該限度額内で役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

3. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬である固定報酬については、取締役の在任期間中に毎月現金で固定額を支

払います。

4. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長CEO中村達生が取締役の個人別の固定報酬の金額の決定をしております。これらの権限を委任した理由としては、当社の取締役の多くが業務執行取締役であるため、業務執行を統括する代表取締役社長による評価に基づく決定方法が、取締役会での合議により決定されるものより適しているとの考えからであります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役鈴木理晶氏はターナー法律事務所所長及び一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター理事、早稲田大学アントレプレナーシップセンター法務コンサルタント、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会プライバシーマーク審査会委員、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会監事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役松田均氏はニッコー株式会社非常勤監査役及びタッチエンス株式会社非常勤監査役、株式会社バックス・バイオイノベーション非常勤監査役、株式会社PhotoQ3非常勤監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役花堂靖仁氏は國學院大學名誉教授及び株式会社ファルコン・コンサルティング上席顧問、早稲田大学知的資本研究会上級顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役宮内宏氏は宮内・水町IT法律事務所所長及び株式会社トウスイ監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ) 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	鈴木理晶	当事業年度に開催した取締役会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、発言を行っております。
監査役	松田均	当事業年度に開催した取締役会13回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、主に上場企業の役員として培った豊富な経験と見識のもと、必要に応じ、発言を行っております。
監査役	花堂靖仁	当事業年度に開催した取締役会13回のうち12回、監査役会14回のうち13回に出席し、主に大学教授としての会計を含む企業開示分野の専門的見地から、必要に応じ、発言を行っております。
監査役	宮内宏	当事業年度に開催した取締役会13回のうち12回、監査役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、発言を行っております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(3) 会計監査人の状況

① 名称 協立神明監査法人

- (注) 1. 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2021年10月28日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 協立監査法人は2022年4月1日付で神明監査法人と合併し、名称を協立神明監査法人に変更しております。

② 報酬等の額

	協立神明 監査法人	EY新日本有限 責任監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	7,500千円	4,440千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	7,500千円	4,440千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりました。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としておりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	893,090	流動負債	230,808
現金及び預金	820,451	買掛金	5,167
売掛金	40,081	リース債務	435
仕掛品	5,513	前受金	139,418
その他の	27,044	未払法人税等	25,374
固定資産	74,767	その他	60,413
有形固定資産	52,640	固定負債	670
建物	54,415	リース債務	471
工具、器具及び備品	34,843	その他	198
リース資産	2,118	負債合計	231,478
建設仮勘定	1,173	(純資産の部)	
減価償却累計額	△39,911	株主資本	727,128
投資その他の資産	22,127	資本金	531,458
その他	22,127	資本剰余金	544,627
		利益剰余金	△326,457
		自己株式	△22,500
		その他の包括利益累計額	6,378
		為替換算調整勘定	6,378
		新株予約権	2,873
資産合計	967,857	純資産合計	736,379
		負債純資産合計	967,857

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	653,401
売上原価	142,915
売上総利益	510,485
販売費及び一般管理費	469,564
営業利益	40,921
営業外収入	12
受助成	13,356
その他	36
営業外費用	46
支払替	1,685
その他	92
経常利益	1,824
税金等調整前当期純利益	52,502
法人税、住民税及び事業税	19,195
当期純利益	33,306
親会社株主に帰属する当期純利益	33,306

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	817,597	流動負債	212,637
現金及び預金	782,814	買掛金	5,167
売掛金	15,903	リース負債	435
仕掛品	4,202	未払金	8,604
前払費用	13,620	未払費用	7,934
その他	1,057	未払法人税等	25,374
固定資産	179,462	前受り金	128,786
有形固定資産	48,795	預り金	8,991
建物	51,306	その他	27,344
工具、器具及び備品	31,389	固定負債	493
リース資産	2,118	リース負債	471
建設仮勘定	1,173	その他	21
減価償却累計額	△37,193	負債合計	213,130
投資その他の資産	130,667	(純資産の部)	
関係会社株式	115,351	株主資本	781,056
その他	15,316	資本金	531,458
		資本剰余金	540,740
		資本準備金	431,458
		その他資本剰余金	109,282
		利益剰余金	△268,642
		その他利益剰余金	△268,642
		繰越利益剰余金	△268,642
		自己株式	△22,500
		新株予約権	2,873
資産合計	997,060	純資産合計	783,929
		負債純資産合計	997,060

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	570,991
売上原価	111,005
売上総利益	459,986
販売費及び一般管理費	400,850
営業利益	59,135
営業外収益	
受取利息	6
助成金収入	332
その他	0
合計	339
営業外費用	
支払利息	31
為替差損	1,131
その他	92
合計	1,255
経常利益	58,220
税引前当期純利益	58,220
法人税、住民税及び事業税	19,093
当期純利益	39,126

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年9月22日

VALUENEX株式会社
取締役会 御中

協立神明監査法人

東京事務所

代表社員 公認会計士 朝田 潔
業務執行社員

代表社員 公認会計士 田中 伴一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、VALUENEX株式会社の2021年8月1日から2022年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、VALUENEX株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年9月14日開催の取締役会において、資本金の額の減少及び剰余金の処分について、2022年10月27日開催予定の第16回定時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年9月22日

VALUENEX株式会社
取締役会 御中

協立神明監査法人

東京事務所

代表社員 公認会計士 朝田 潔
業務執行社員

代表社員 公認会計士 田中 伴一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、VALUENEX株式会社の2021年8月1日から2022年7月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年9月14日開催の取締役会において、資本金の額の減少及び剰余金の処分について、2022年10月27日開催予定の第16回定時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を適切に示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(4) 後発事象

連結及び個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年9月14日開催の取締役会において、2022年10月27日開催予定の定時株主総会に、資本金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議いたしました。当該事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2022年10月4日

VALUENE X 株式会社 監査役会

常勤監査役 松田 均 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 花堂 靖仁 ㊟

社外監査役 宮内 宏 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都文京区大塚一丁目5番23号
嘉ノ雅 茗溪館 2階 茗溪



交通 地下鉄丸ノ内線 茗荷谷駅 2番出口より 徒歩約2分

※本総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。